

漁業法第73条第2項第2号に該当する免許をすべき者の審査基準
(共同漁業及び区画漁業)の運用について

令和5年(2023年)5月31日
北海道水産林務部水産局漁業管理課

漁業法第73条第2項第2号に該当する免許をすべき者の審査基準(共同漁業及び区画漁業)(令和5年5月31日付け漁管第553号 北海道水産林務部長通知)(以下、「審査基準」という。)の運用について、次のとおり定める。

第1 北海道漁業等の免許の申請に関する規則(令和2年北海道規則第98号)(以下、「規則」という。)第4条第2項第1号に規定する法第73条第2項第2号に定める者であることを説明する書類の様式は別記様式とする。

附 則

この運用は令和5年5月31日から施行する。